

実施方針

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
方針-1	15					別紙 1	国庫補助事業の適用が受けられなかった場合のリスク負担者は横浜市となっておりますが、その場合国庫補助金が下りない場合には、代わりに横浜市が一括して支払うことまでリスク負担を負っているとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）及び公募要項等に定めるリスクの分担により、横浜市が決定します。
方針-2	15					別紙 1	国庫補助事業の適用が受けられた場合で、補助率が予定より少なかった場合のリスク負担者についての記載がありませんが、横浜市がリスクを負担することでよろしいでしょうか。	事業契約書（案）及び公募要項等に定めるリスクの分担により、横浜市が決定します。
方針-3	15					別紙 1 1	「消化ガスの経常的な既設変動のほか一定の範囲内での変動について事業者負担する方向で検討中」とあるが、事業契約書（案）で該当する箇所が見つからないが、負担なしと考えてよいか。	指示箇所と質問内容に齟齬があるようです。公募要項等を再度ご確認ください。
方針-4	16					別紙 1	リスク分担に関する基本的な考え方（案）の引渡-所有権の移転 において、移管に関する手続きの内容と費用をご教示ください。	B T Oであり通常の完了検査引き渡しと同様と想定しています。
方針-5	16					別紙 1 2	「消化ガスの経常的な既設変動のほか一定の範囲内での変動について事業者負担する方向で検討中」とあるが、事業契約書（案）で該当する箇所が見つからないが、負担なしと考えてよいか。	業務要求水準書及び事業契約書（案）で示すとおり、事業者がリスクを負担していただきます。